

**製造事業所の皆様へ
工業統計調査にご協力ください**

経済産業省では、工業統計調査を12月31日現在で実施します。調査の実施に当たっては、本年12月から来年1月にかけて調査員がお伺いします。

なお、調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

〈経済産業省ホームページ〉

☐ <http://www.metigo.jp/statistics/>

問い合わせ

企画政策課統計係

TEL (23) 1951

とつがらしの郷 再発見とつがらしの新規栽培者を募集

大田原とつがらしの郷づくり推進協議会では、『とつがらし』をテーマにさまざまな町おこし事業を展開しています。この一環として、市内に農地を持っており、とつがらしを栽培してくださる方を募集します。

説明会の開催

平成23年2月上旬に開催予定

● **申込方法** とつがらしに興味のある方、栽培を希望する方は、平成23年1月末までに、事務局まで電話でご連絡ください。

※受付は土・日・祝日を除く午前9時〜午後5時

問い合わせ

大田原とつがらしの郷づくり推進協議会
大田原とつがらし生産者の会
事務局 大田原商工会議所内 嶋村
TEL (23) 2273



税

固定資産税償却資産の申告

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している方が事業のために所有している事業用資産をいいます。

償却資産をお持ちの方は、平成23年1月1日現在の資産の状況について、1月31日(月)までに申告書を提出してください。

課税対象となる主な償却資産

- ① 構築物(舗装路面、フェンス、看板、受変電設備、煙突、鉄塔など)
 - ② 機械および装置(旋盤、ポンプ、各種製造設備の機械・装置など)
 - ③ 車両および運搬具(貨車、客車、大型特殊自動車など)
 - ④ 工具、器具、備品(パソコン、医療機器、測定工具、机、いすなど)
- **課税対象とならない償却資産**
耐用年数1年未満の資産または取得価格が10万円未満の資産で法人税法などの規定により一時に損金算入されたもの(いわゆる少額償却資産)

却資産

- ② 取得価格が20万円未満の資産で法人税法などの規定により3年間で一括して均等償却するもの(いわゆる一括償却資産)
- ③ 法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの
- ④ 自動車税および軽自動車税の対象となるもの
- ⑤ 無形減価償却資産(特許権、漁業権など)

※①、②の場合であっても、個別の資産ごとの耐用年数により通常の減価償却を行っているものは課税の対象となります。

問い合わせ

税務課資産税係

TEL (23) 8726

eLTAx(エルタックス)のご利用について

12月20日から地方税ポータルシステム「eLTAx(エルタックス)」で利用できる税目が追加となります。エルタックスとは、申告や各種申請を電子的に行えるシステムです。

これにより、自宅や事業所などのパソコンからインターネット利用して税の申告や申請を行うことができます。詳しくは、市のホームページをご覧ください。

● **ご利用の手続および問い合わせ先は下表のとおりです。**

○12月19日(日) まで

税目	手続き	担当窓口	電話番号
個人住民税	給与支払報告	税務課市民税係	(23) 8725

○12月20日(月) から

税目	手続き	担当窓口	電話番号
個人住民税	給与支払報告	税務課市民税係	(23) 8725
法人市民税	中間・確定申告		
固定資産税	償却資産申告	税務課資産税係	(23) 8726
申請・届出	法人設立、異動届出、特別徴収義務者の変更届など	税務課市民税係	(23) 8725